

議提第6号

議場における国旗及び市旗等に関する決議

会議規則第14条の規定により、議場における国旗及び市旗等に関する決議を次のとおり提出する。

平成23年12月16日 提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 伊藤堅治 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 高橋伸治 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 工藤日出夫 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 渡邊良太 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 桂祐司 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 大嶋達巳 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 現王園孝昭 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 保角美代 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 岸昭二 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 滝瀬光一 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 大澤芳秋 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 島野和夫 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 福島忠夫 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 黒澤健一 |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 横山功 |

北本市議会議長 加藤勝明 様

議場における国旗及び市旗等に関する決議

日本国民が、国際社会において諸外国の国民と交流し、友好を深め、相互の文化や伝統を尊重すること、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは、普遍の責務である。

北本市議会議員は、市民の代表としての責務を果たす決意を込めて市旗を尊重する。

最高裁判所は国旗掲揚、国歌斉唱の職務命令は「合憲」とする判断を示した。

本年、北本市は市制施行40周年を迎え、新庁舎建設に向けた取り組みが鋭意進められている。

よって、北本市議会は、北本市新庁舎の議場において国旗及び市旗を掲揚する。

以上、決議する。

平成23年12月16日

北 本 市 議 会